

# インド競争委員会の厳しいカルテル取り締まり

2022年04月11日

**カ** ルテルに罰則を適応するというインド競争委員会（CCI）の最近の命令は、強力な競争コンプライアンス政策の実施に焦点を当てています。CCIは、日本の海運会社である日本郵船（株）（NYKライン）、川崎汽船（株）（K-ライン）、（株）商船三井（MOL）、日産専用船（株）（NMCC）の4社を自動車の相手先ブランド供給（OEM）に海上自動車輸送サービスを提供しながら、カルテルにかかわっていたと判断しました。

CCIは、当事者が互いに競合することを避けることに同意した、いわゆる尊重規則に従っていることを発見しました。これにより、そのような各企業が特定の契約で有利になる可能性があります。各社は、運賃と船の航海の頻度について談合していました。彼らは、運賃を含む商業的な機密情報を電子的に、そして会議や電話で交換しました。各社はまた、価格設定と一部のOEMからの値下げ要求への抵抗について談合しました。



Raj Chakrabarti  
シニアレジデントパートナー  
Kochhar & Co.

CCIは、4社すべてが、反競争的合意を禁止する2002年競争法（法）の第3条に違反したと判断しました。それに応じて、委員会は、2009年の法の低ペナルティ規則の下でその罰則の100%の削減を許可された日本郵船を除く3者に6億3000万インドルピー（830万米ドル）の罰金を課し、排除措置命令を出しました。

法律の第3条は、反競争的取り決めに禁止しています。これらには、商品の生産、供給、流通、保管、取得または管理、またはサービスの提供に関する契約の締結が含まれ、これは、競争にかなりの悪影響をもたらす、または引き起こす可能性があります (AAEC)。第3条はさらに、特定の状況を除いて、購入または販売価格を直接的または間接的に決定する、商品の同一または類似の取引またはサービスの提供に従事する、カルテルを含む任意の人物によって締結された契約を規定します。サービスの生産、供給、市場、技術開発、投資または提供を制限または管理する。市場の地理的領域、商品またはサービスの種類、または市場の顧客数またはその他の同様の方法を割り当てることにより、市場またはサービスの生産または提供のソースを共有する、または直接的または間接的に談合または共同入札をもたらす場合、AAECを引き起こすと推定されます。

同法の第19条(3)には、AAECを示すための要素が記載されています。これには、市場への新規参入者に対する障壁の作成、既存の競合他社の市場からの排除、市場への参入を妨ぐことによる競争の排除が含まれます。



Parth Mehta  
シニアアソシエイト  
Kochhar & Co.

この法律は、第3条に違反した場合、CCIは、過去3会計年度の企業の平均売上高の最大10%を条件として、その裁量で罰金を課すことができると規定しています。本件の場合、CCIは、企業が競争を制限する行為に従事しており、現状を維持しようとしていると結論付けました。この行為は継続中で、断続的または単独で発生しなかったため、AAECになりました。独占禁止法は最近制定されたものであり、法学は進化し続けています。ただし、カルテルは長い間CCIの注目を集めてきました。罰則が課され、排除措置命令が出されました。CCI はまた、法に違反する活動が疑われる企業の敷地内で、夜明けの襲撃、予告なしの搜索および押収を行います

グローバルビジネスの複雑さを考えると、CCIは現在カルテルのようなビジネスの取り決めに綿密に調査している可能性があります。日本の企業は、現地の単位で強力な競争コンプライアンス政策を実施する必要があります。企業は、ライセンスと流通の取り決め、合併事業、協業、および同様のビジネス関係を含む主要な契約と手続きの定期的な見直しを実施する必要があります。彼らは、新規事業への入札または第三者からの入札の受け入れに関する方針を評価する必要があります。独占権など、競合他社と取引する契約の条項に注意を払う必要があります。CCIは、当事者間の正式な合意を検討することを制限する必要はありませんが、電子メール、内部メモ、価格書類などの記録を差し押さえることもあります。したがって、経営幹部は、電子メールや文書で危険信号の成句や単語を使用しないようにする必要があります。現場の要員は、夜明けの襲撃の可能性に対応出来るように訓練されるべきです。

Raj Chakrabarti は Kochhar & Co.のシニアレジデントパートナーで、Parth Mehta はシニアアソシエイトです。



**Kochhar & Co**

New Delhi (head office):

Suite # 1120 -21, 11th Floor, Tower – A  
DLF Towers, Jasola District Center  
Jasola – 110 025, India

India offices:

New Delhi, Mumbai, Bengaluru, Chennai, Gurugram and Hyderabad

Overseas offices:

Dubai, Singapore, Chicago and Jeddah

連絡先の詳細

電話： +91 11 4111 5222, +91 11 4312 9300

Eメール：

[delhi@kochhar.com](mailto:delhi@kochhar.com)

[info@kochhar.com](mailto:info@kochhar.com)